

別表 「整備を推進する設備・技術」

1 分野	2 分類	3 設備・技術	4 補助加算対象 (特殊附帯工事加算)
環境負荷の低減	排出物	生ゴミ等処理設備 (※建物に固定して一体的に整備するものに限る)	○
	その他	屋上緑化・壁面緑化	
自然エネルギー利用	発電	太陽光発電システム	○
		風力発電システム	○
	冷暖房・給湯	太陽熱給湯システム	○
		地中熱ヒートポンプシステム	○
エネルギー・資源の有効活用	冷暖房・給湯	高効率給湯(暖房)器システム (例：エコキュート、エコジョーズなど)	
	有効活用	雪冷房システム	○
		コージェネレーションシステム (例：燃料電池の活用、エコウィルなど)	
	照明	LED照明設備	
	水の再利用	水の循環・再利用設備システム	○

※ 国庫補助等を活用した施設整備の場合、上記の「設備・技術」のうち、いずれか2つ以上を必ず取り入れ、そのうち「補助加算対象」のものを1つ以上取り入れること。

※ 上記の「補助加算対象」は厚労省通知に基づく一般的な判断によるものであり、設備の仕様等によっては補助加算対象とならない場合があります。

※ 施設整備の際、上記の「設備・技術」の導入により、資源の有効活用や省エネルギー効果が確実に見込まれる仕様とすること。